

飯綱町会計年度任用職員募集要項

〔給食調理員〕

令和8年5月15日以降に採用する会計年度任用職員(給食調理員)を下記のとおり募集します。

1. 申込期間

令和8年5月15日(金)～採用者決定まで
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝祭日は除く)
※採用者決定後、募集を締め切ります。

2. 募集職種・人数等

○パートタイム会計年度任用職員

職種	人数	勤務内容
給食調理員	若干名	調理場での調理(下処理を含む)、配食、食器・器具等の洗浄、清掃ほか

3. 応募資格

18歳以上の健康な方で、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

4. 勤務条件等

(1) 任用期間

出勤初日から令和9年3月31日まで(再任用あり)

(2) 勤務場所

飯綱町学校給食共同調理場 飯綱町大字普光寺1番地(飯綱中学校に併設)

(3) 勤務時間

月曜日から金曜日 午前8時～午後4時15分 [勤務時間7時間15分 休憩60分]

(4) 報酬・手当等

報酬	賞与	手当
時給 1,280円～	6月：1.2525月 12月：1.2525月	・勤勉手当 ・時間外勤務手当 ・通勤手当(通勤距離2kmを超える場合)

※報酬の支給は、月末締め、翌月21日(休日の場合金融機関の前営業日)払いとなります

※賞与、勤勉手当については、1週間の勤務時間が15時間30分以上の場合に支給します
また、在職期間によって支給割合は変わります

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)、学校休業中(清掃等を行う勤務日以外)ほか

(6) 各種保険等

健康保険・厚生年金・雇用保険 加入

(7) 災害補償

労働者災害補償保険あり

(8) その他

地方公務員法に規定する服務が課せられます

5. 選考方法

面接試験 ○ 期 日 申込者に直接通知

○ 場 所 飯綱町学校給食共同調理場 食育研修室

※ 試験の結果は、文書等により通知します

6. 申込方法

履歴書（市販のもので可）に本人が記入し、飯綱町教育委員会事務局 学校給食係（飯綱町学校給食共同調理場）へ持参するか、確実な方法で郵送してください

※ 飯綱町役場ホームページ→『子育て・給食』→『学校給食』→『飯綱町会計年度任用職員【給食調理員・給食調理補佐員】の募集について』から履歴書様式をダウンロードすることができます。また、取りに来ることができる場合は、学校給食共同調理場でもお渡しします。

▽ お問い合わせ

飯綱町教育委員会事務局 学校給食係（飯綱町学校給食共同調理場）

飯綱町大字普光寺1番地 Tel 026-253-3250 Fax 026-253-3251

Mail kyushoku@town.iizuna.nagano.jp

地方公務員法

（昭和二十五年法律第二百六十一号）

最終更新： 令和五年四月一日公布（令和三年法律第六十三号）改正

【一部抜粋】

第三章 職員に適用される基準

第二節 任用

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

飯綱町会計年度任用職員募集要項

〔給食調理補佐員〕

令和8年5月15日以降に採用する会計年度任用職員（給食調理補佐員）を下記のとおり募集します。

1. 申込期間

令和8年5月15日（金）～ 採用者決定まで
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日は除く）

※ 採用者決定後、募集を締め切ります。

2. 募集職種・人数等

パートタイム会計年度任用職員

職 種	人 数	勤 務 内 容
給食調理補佐員	若干名	調理場での下処理、配食、食器・器具等の洗浄、清掃ほか

3. 応募資格

18歳以上の健康な方で、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

4. 勤務条件等

(1) 任用期間

出勤初日から令和9年3月31日まで（再任用あり）

(2) 勤務場所

飯綱町学校給食共同調理場 飯綱町大字普光寺1番地（飯綱中学校に併設）

(3) 勤務時間

午前8時～午後4時15分（7時間15分） 休憩60分

※ 午前のみ 午前8時～午後12時45分（4.75h）

※ 午後のみ 午後1時30分～午後4時15分（2.75h）

(4) 報酬・手当等

報酬	賞与	手当
時給 1,223円～	無	通勤手当（通勤距離2kmを超える場合）

※ 報酬の支給は、月末締め、翌月21日（休日の場合金融機関の前営業日）払いとなります

(5) 災害補償

労働者災害補償保険あり

(6) その他

地方公務員法に規定する服務が課せられます

5. 選考方法

面接試験 ○ 期 日 申込者に直接通知

○ 場 所 飯綱町学校給食共同調理場 食育研修室

※ 試験の結果は、文書により通知します

6. 申込方法

履歴書（市販のもので可）に本人が記入し、飯綱町教育委員会事務局 学校給食係（飯綱町学校給食共同調理場）へ持参するか、確実な方法で郵送してください

※ 飯綱町役場ホームページ→『子育て・給食』→『学校給食』→『飯綱町会計年度任用職員【給食調理員・給食調理補佐員】の募集について』から履歴書様式をダウンロードすることができます。また、取りに来ることができる場合は、学校給食共同調理場でもお渡しします。

▽ お問い合わせ

飯綱町教育委員会事務局 学校給食係（飯綱町学校給食共同調理場）

飯綱町大字普光寺 1 番地 Tel 026-253-3250 Fax 026-253-3251

Mail kyushoku@town.iizuna.nagano.jp

地方公務員法

（昭和二十五年法律第二百六十一号）

最終更新： 令和五年四月一日公布（令和三年法律第六十三号）改正

【一部抜粋】

第三章 職員に適用される基準

第二節 任用

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者